

正 誤

ページ	段	行	誤	正
令和五年十月三十一日(号外第二百二十九号)				
公布財務省令第五十四号(電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令)				
(原稿誤り)				
五	改正後欄		別紙第一号書	別紙第一号書式
"	改正前欄		式(その九)	(その9)
令和四年三月三十一日(号外特第三十八号)公布厚生労働省令第七十三号(雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令)				
(原稿誤り)				
一五九	改正前欄	第二百二十条		第二百五条
令和五年三月三十一日(号外第六十八号)公布厚生労働省令第六十二号(雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令)				
(原稿誤り)				
四〇一	改正後欄	二又はホに		二又はホに
"	改正後欄	第一号イ(2)		第一号イ(2)
"	終りから			
四〇四	改正後欄	六	応じて、	給に限る。
"	改正後欄	六	給に限る。	
平成二十三年十二月二十二日(号外第二百七十九号)文部科学省告示第七十四号(学校教育法施行規則第一百五十号第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示)				
(原稿誤り)				
五〇下	終りから	六小井出		小井手